

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人くりっかー&くりっぴーず  
（変更後） 特定非営利活動法人日高元気っ子クラブ

三 代表者の氏名

平井 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市高萩東三丁目十番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブ等の設立及び地域住民に対して啓発及び支援活動やスポーツに係る人材の発掘・育成に関する事業を広域スポーツセンター・関連団体等を行うことを目的とする。さらに、地域住民に対して健康・スポーツ、保健、医療の増進、子供の健全育成及び社会教育の推進に関する諸活動の啓蒙、普及、振興を図り、それらの援助、指導、教育及び環境整備に関する事業を行い、地域住民の生活の向上に寄与することを目的とする。